

## 平成23年度第1回豊山町選挙管理委員会会議録

1 開催日時 平成23年6月2日(木) 午前9時55分～午前10時15分

2 開催場所 豊山町役場3階 会議室3

3 出席者

(1) 豊山町選挙管理委員会委員

委員長 鈴木恒男

委員 渡邊弘一 水野春巳 坪井清夫

(2) 事務局

書記長 長縄松仁

書記 安藤光男 堀尾政美 牛田彰和

4 議題

定時登録について

豊山町農業委員会一般選挙について

5 会議資料

議案第1号 選挙人名簿に登録する者を定めること

議案第2号 選挙の期日及びこれを告示する日を定めること

議案第3号 選挙長及び同職務代理者を選任すること

議案第4号 投票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第5号 選挙会の日時及び場所を定めること

議案第6号 開票事務と選挙会事務を合同すること

議案第7号 投票所を定めること

議案第8号 期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること

6 議事内容

書記：ただ今から平成23年度第1回豊山町選挙管理委員会を始めさせていただきます。

委員長：本日は、選挙管理委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。本日の委員会の議題は、定時登録の議案、及び豊山町農業委員会委員一般選挙についての議案でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上を、もちまして

ご挨拶とさせていただきます。

書記：議事の取り回しを委員長にお願いします。

委員長：本日の議案は8件です。それでは、事務局に議案第1号の説明を求めます

事務局：議案第1号 選挙人名簿に登録する者を定めること。平成23年6月2日現在における公職選挙法第22条第1項の規定に基づく選挙人名簿に登録する者を、別紙のとおり定めてよろしいでしょうか。(資料の人数の説明。電算一覧表名簿を回覧。)

委員長：事務局から説明が終わりました。ここで、質疑に入ります。質疑のある方の発言を求めます。

委員：(なし)

委員長：議案に関し賛成者の挙手を求めます。

委員：(全員挙手)

委員長：全員賛成と認めます。続きまして、豊山町農業委員会委員一般選挙の執行について関連がありますので、一括して事務局に議案第2号から議案第8号の説明を求めます。

事務局：議案第2号 選挙の期日及びこれを告示する日を定めること

農業委員会委員の任期満了が今年の7月19日になります。公職選挙法第33条第1項の規定により、任期満了に因る選挙は、その任期が終る日の前30日以内に行うことになっています。選挙の期日は、平成23年7月10日によろしいでしょうか。また、告示については農業委員会等に関する法律第11条及び公職選挙法第33条第5項第5号の規程により、告示は少なくとも5日前に行わなければなりませんので、平成23年7月5日を予定しています。

議案第3号 選挙長及び同職務代理者を選任すること

公職選挙法第75条第3項及び施行例第80条第1項の規定により、選挙長及び同職務代理者を選任する必要があります。選挙長及び同職務代理者は、農業委員会選挙人名簿に登録されている選挙人の中から選ぶ必要がありますので、選挙長は、選挙管理委員会委員の坪井清夫様、職務代理者は、小出 泰を選任してよろしいでしょうか。

議案第4号 投票管理者及び同職務代理者を選任すること

公職選挙法第37条第2項及び施行例第24条第1項の規定により、投票管理者及び同職務代理者を選任する必要があります。投票管理者及び同職務代理者は、農業委員会選挙人名簿に登録されている選挙人の中から選ぶ必要がありますので、投票管理者は、柴田昌治、職務代理者は、坪井善樹を選任してよろしいでしょうか。

議案第5号 選挙会の日時及び場所を定めること

公職選挙法第77条第1項及び第78条第1項の規定により、選挙会の日時場所を定める必要がありますので、日時としては、有投票の場合は、平成23年7月10日午後9時、場所は、豊山町役場2階会議室1・2で、無投票の場合は、平成23年7月10日午前10時、場所としては、豊山町役場3階会議室3で、よろしいでしょうか。なお、告示については、7月5日に行います。

#### 議案第6号 開票事務と選挙会事務を合同すること

公職選挙法第79条第1項の規定により、開票事務と選挙会事務を合同することができますので、合同で行うことにしてよろしいでしょうか。なお、告示については、同条第2項の規定により選挙期日の告示の日になりますので7月5日に行います。

#### 議案第7号 投票所を定めること

公職選挙法第39条により、投票所を定める必要がありますので、豊山町役場と定めて、よろしいでしょうか。なお、告示については、公職選挙法第41条の規程により、告示は少なくとも5日前に行わなければなりませんので、7月5日を予定しています。

#### 議案第8号 期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること

公職選挙法第48条の2第2項の規定により、期日前投票管理者及び同職務代理者を選任する必要がありますので、記載名簿のとおり選任させて頂いてよろしいでしょうか。

以上でございます。

委員長：事務局から説明が終わりました。ここで、質疑に入ります。質疑のある方の発言を求めます。

委員：告示が7月5日であれば、届出もその日になるので、決まりますか。

書記：選挙を行うかどうかが決まります。定数よりも多い立候補があれば、選挙になります。

委員：定数内であれば、どうなりますか。

書記：無投票であっても、7月10日の午前10時に選挙会を開催した後、当選告知書を候補者に渡します。選挙があった場合は、その日の夜、開票を行い、その後選挙会を開いてから同じ流れになります。

書記長：7月10日は委員全員と事務局が2人一組になって当選告知書を配布していただきます。翌11日が当選証書の付与になります。

委員：農協推薦等の農業委員はどうなりますか。

書記長：選挙の人数は、以前は13人でしたが条例改正されましたので、今回からは12名が選ばれることになります。他に両農協から2人、木津用水1人、議会から1人の推薦がありますので、合計で16名になります。現職の農業委員は、

改正前の定数13名に基づき選出されていますが、結果として立候補されたのは12名となっています。

委員：定数より少なかったら、どうなりますか。

書記長：欠員のままとなります。欠けた人数が5人までなら、補選も行いません。

委員長：2号議案から8号議案まで、賛成の方の挙手をお願いします。

委員：（全員挙手）

委員長：全員賛成と認めます。以上で、本日の議案は終わりました。その他で、なにかありましたら、お願いします。

事務局：農業委員会一般選挙に関する諸事項の説明をさせていただきます。6月22日の午前10時から役場2階会議室1におきまして事前説明会を行いますので、委員の皆様のご出席をお願い致します。6月29日には届出書類の事前審査を行います。こちらは事務局のみの対応となります。7月5日、告示日の午前8時30分から立候補受付を行いますので、委員の皆様のご出席をお願い致します。7月8日は、選挙となった場合、投票所の設営確認をしていただきます。なお、対象施設は役場のみとなります。7月10日は選挙会を開催しますので、委員の皆様のご出席をお願い致します。選挙となった場合は午後9時から役場2階会議室1・2におきまして、選挙が無い場合は午前10時から役場3階会議室3におきまして行います。選挙会終了後、当選者へ当選告知書を委員の皆様と事務局が2人1組となり配送致します。7月11日午前9時から当選証書付与式を役場3階会議室3で行いますので委員の皆様のご出席をお願い致します。以上です。

委員長：他にありますか。ないようですので、以上で本日の委員会を終了いたします。ありがとうございました。

上記のとおり豊山町選挙管理委員会規程第14条の規定に基づき、平成23年度第1回豊山町選挙管理委員会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、委員長及び出席委員3人が署名する。

平成23年6月6日

委員長	鈴木恒男
委員	水野春巳
委員	渡邊弘一
委員	坪井清夫